

① 施策の目的

中小企業の革新的サービス・試作品開発や設備投資等に要する経費の一部を補助することにより、中小企業の競争力を強化するとともに、即効的な需要の喚起と好循環を促し、経済活性化を実現する。

② 施策の概要

海外等のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関等と連携して、革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発を行う中小企業を支援する。

③ 施策のスキーム、実施要件(対象、補助率等)、成果イメージ等

条件(対象者、対象行為、補助率等)

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・中小企業による共同体で、以下の要件を満たすこと。

1. 革新的なサービスの創出

「サービス高度化ガイドライン(仮称)」で示された方法で行う革新的なサービスの創出であり、3～5年計画で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

2. 革新的な試作品の開発

「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品の開発であること。

3. 共同した設備投資等による事業革新

複数の企業が共同してITやロボット等を活用し、革新的なサービスの創出や試作品の開発に取り組むことで、共同事業者全体で「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

事業イメージ

1. 革新的なサービスの創出(補助率 2/3)

(1)一般型 補助上限額:1,000万円

(例)水洗いとドライクリーニングの長所を併せた洗浄方法を可能とするドラム式洗濯機を開発し、クリーニングが困難な高級衣料のケアサービスを提供。

(2)コンパクト型 補助上限額:700万円

設備投資を伴わない革新的サービスの開発費用を補助。

(例)高齢者世帯とその家族等をつなぐシステムをクラウド上に構築。高齢者の生活データを蓄積・解析することで、暮らしに配慮した見守り体制を構築する。

2. 革新的な試作品の開発(補助率 2/3)補助上限額:1,000万円

(例)医療カテーテル・内視鏡等の精度を向上させるため、マイクロモーターに使用される部品を世界最小クラスまで小型化するための試作開発を行う。

※1. (1)及び2. については設備投資が必要。また、設備投資以外に充てられる補助限度額は500万円とする。

3. 共同した設備投資等による事業革新(補助率:2/3)

補助上限額:共同体で5,000万円(500万円/社)

※3. について、一定の条件を満たす共同体は、ベンチャー企業など創業間もない企業や小規模事業者の申請書類を簡素化。

